



循 環 第 1 3 1 3 号
平成 2 4 年 3 月 2 9 日

各市町村長

殿

廃棄物処理業者

山形県生活環境部長

「災害廃棄物等の山形県内への受け入れに関する基本的な考え方」について（通知）

このことについては、平成 2 3 年 8 月 1 1 日に「災害廃棄物等の山形県内への受け入れに関する基本的な考え方」（以下「基本的な考え方」という。）として災害廃棄物等を受け入れる場合の基準、監視方法などについて県の考え方を示し、その統一的な取扱いについて平成 2 3 年 8 月 3 0 日付け循環第 6 2 4 号で通知したところです。

今般、「平成二十三年三月十一日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故により放出された放射性物質による環境の汚染への対処に関する特別措置法」（平成 2 3 年法律第 1 1 0 号。以下「放射性物質汚染対処特措法」という。）が平成 2 4 年 1 月 1 日から完全施行され、法令、関連規定が整備されたことから基本的な考え方について所要の見直しを行いました。

放射性物質汚染対処特措法の施行により、放射性物質により汚染された廃棄物については、同法の処理基準等に基づき適切に処理することとなりますが、基本的な考え方については、災害廃棄物等の処理に関する県民の安全安心の確保を図るため、受け入れの基準を含めて継続していくこととし、今後その取扱いを下記のとおりとしますので、引き続き災害廃棄物等の受け入れ等にあたり適切に対応してください。

なお、平成 2 3 年 8 月 3 0 日付け循環第 6 2 4 号は本通知をもって廃止します。

記

1 受け入れの考え方

基本的な考え方は、災害廃棄物の本県での処理にあたり、「県民の安全・安心」の確

保を図ることを目的としたものです。また、災害廃棄物については一般廃棄物であることから、災害廃棄物の処理にあたり、県として統一した取扱いをするための指針として示したものです。

- (1) 災害廃棄物の定義については、「被災市町村で特に処理が必要となった廃棄物で一般廃棄物」です。なお、基本的な考え方では、後述するとおり県外廃棄物についても放射性物質による汚染が懸念される場合には、災害廃棄物と同様の取扱いをすることとして「災害廃棄物等」としたことから、入念的に定義したものです。
- (2) 原子力発電所の事故に伴って放出された放射性物質により汚染されたおそれがある福島県内の災害廃棄物は、平成23年6月23日に環境省で示した「福島県内の災害廃棄物の処理の方針」により、当分の間、福島県内で処理することとされていることから、災害廃棄物の受け入れ元は福島県を除くものです。一方、福島県以外の被災地については、東北6県及び北海道、新潟県による8道県の災害協定「大規模災害時の北海道・東北8道県相互応援に関する協定」や地理的条件も考慮し宮城県及び岩手県としたものです。
- (3) 放射性物質汚染対処特措法が施行され、放射性物質により汚染された廃棄物の処理基準等が明確化されたことから、災害廃棄物の処理にあたっては、当該処理基準等に準じて処理するものとします。

2 災害廃棄物の処理に係る基本的事項

- (1) 災害廃棄物の処理にあたり搬入協議をする前に、被災地仮置場（市町村が設置した仮置場に関わらず、保管されている建物、倉庫等も含む）で災害廃棄物の放射性セシウム濃度（セシウム134とセシウム137の合計量をいう。以下同じ。）の測定を行うこととし、その結果も提示し協議することとします。測定は排出者が搬入前に行うこととするほか、継続して搬入する場合には適切な頻度で測定、報告することとします。測定方法等については別紙1のとおりとします。
なお、基本的な考え方の3、4に示した基準を超える災害廃棄物は受け入れません。
- (2) 受け入れた災害廃棄物を、基本的な考え方の3、4に示した埋立処分又は焼却処分以外の処理をする場合には、周辺住民や作業員の受ける線量が1 mSv/年を超えないように管理することとしたものです。具体的には空間放射線量率が0.19 μ Sv/時を超えない範囲で処理することとします。
- (3) 処理する者は、下記3又は4で測定した放射性セシウム濃度及び敷地境界の空間放射線量率の測定結果を定期的に県に報告することとします。

処理する者には、埋立処分、焼却処分をする者のほか、焼却以外の中間処理、燃料等としての再生利用、一時保管する者なども含みます。

なお、搬入廃棄物の放射性セシウム濃度が下記3（1）もしくは下記4（1）の基準を超過した場合、放流水等や排ガス中の放射性セシウム濃度の測定結果が放射性物質汚染対処特措法に規定する濃度限度を超えた場合、空間放射線量率が急に高くなった場合や $0.19 \mu\text{Sv}/\text{時}$ を超える値が認められた場合は、前記に関わらず直ちに県に報告するとともに、県の指示に従い災害廃棄物等の搬入、処理を中断し、原因究明等を行うこととします。

また、報告のあった測定結果から県が放射性物質汚染対処特措法に規定する濃度限度を超えるおそれがあると判断した場合も同様の措置を行うこととします。

3 災害廃棄物を埋立処分する場合

- (1) 放射性セシウム濃度が $8,000\text{Bq}/\text{kg}$ 以下の廃棄物を既存の最終処分場で埋め立てることについては、周辺住民、作業者のいずれにとっても安全に処理することが可能とされています。しかしながら、県民の安全安心をより一層確保できるよう、受け入れる災害廃棄物の放射性セシウム濃度は、当面の間、前記 $8,000\text{Bq}/\text{kg}$ の $1/2$ の $4,000\text{Bq}/\text{kg}$ 以下としました。
- (2) 埋立処分にあたっては、放射性物質汚染対処特措法の特定一般廃棄物の処理基準に準じて、廃棄物層の下に土壌層を設けること、埋立場所を他の廃棄物と区分し分散しないように埋め立てることなどを徹底することとします。
- (3) 処理する者は、最終処分場からの放流水、浸透水、周縁地下水、排水処理に伴う脱水汚泥等の放射性セシウム濃度及び敷地境界での空間放射線量率の測定を行うこととします。測定方法等については別紙1のとおりとします。

4 災害廃棄物を焼却処分する場合

- (1) 災害廃棄物を焼却した場合、放射性セシウムは焼却後の燃え殻やばいじんに濃縮されますが、これまでの測定結果などから約20倍に濃縮されると試算されます。このことから、受け入れる災害廃棄物の放射性セシウム濃度は、焼却後の燃え殻やばいじんの放射性セシウム濃度を埋立処分が可能な $4,000\text{Bq}/\text{kg}$ 以下となるよう $200\text{Bq}/\text{kg}$ 以下としました。

なお、焼却する際、他の汚染されていない廃棄物と混焼することも考えられますが、より安全側にたって汚染物のみ専焼した場合を想定して設定しました。

- (2) 焼却処理にあたっては、放射性物質汚染対処特措法の特定一般廃棄物の処理基準に準じて、放射性物質を除去する高度の機能を有する排ガス処理設備（バグフィルターや電気集塵機など）が設けられている施設で行うこととします。
- (3) 処理する者は、焼却処理に伴う燃え殻、ばいじん等、排ガス、排水の放射性セシウム濃度及び敷地境界の空間放射線量率の測定を行うこととします。測定方法等は別紙1のとおりとします。
- (4) 災害廃棄物をバイオマス発電等の燃料に利用する場合や熔融処理する場合など廃棄物等を熔融、熱分解又は焼成する場合についても焼却に準じることとします。

5 モニタリング

- (1) 県では、保管場所及び廃棄物処理施設の周辺住宅地において空間放射線量率を測定するなど、必要なモニタリング調査を行うこととします。これは、県民の安全性を確保するとともに、処分の安全性を担保するためです。基本的には事業場内は処理する者が監視し、周辺環境は県がモニタリングするものです。
- (2) 県は、モニタリングの結果をとりまとめ、県ホームページ等で定期的に公表します。
- (3) 市町村及び一部事務組合（以下「市町村等」という。）が自ら災害廃棄物を受け入れて処理を行う場合は、周辺環境も含めて市町村等が自ら必要な調査及びモニタリングを行うこととします。また、市町村等はモニタリング結果を県に報告することとします。

6 県外廃棄物の取扱い

災害廃棄物を除く県外廃棄物（一般廃棄物、産業廃棄物）を処理する場合について、搬入する廃棄物の発生工程や原材料等から廃棄物までの保管等の状況などから、災害廃棄物と同様に放射性物質による汚染が懸念される場合は、災害廃棄物と同様に取り扱うこととします。

一方、汚染が懸念されないものは、例えば、屋内で発生した感染性廃棄物で屋外での保管がなされていないものなどが考えられますが、保管等の状況を踏まえ個別具体的に判断することとします。

なお、災害廃棄物については排出地域を宮城県、岩手県に限定しましたが、県外廃棄物については排出地域を限定しないこととしましたので、すべての県外廃棄物について汚染のおそれについて個別に判断することとします。

また、県外産業廃棄物の搬入に際しては、山形県産業廃棄物の処理に関する指導要綱

に基づき事前協議していただいているところであり、事前協議の際に別紙2により放射性セシウム濃度を測定することとします。事前協議済みの案件についても引き続き搬入する場合には前記の取扱いのとおりとし、必要に応じて測定していただくこととします。

7 その他

(1) 県では、基本的な考え方に基づき、必要に応じて受け入れる災害廃棄物等及びその処理に伴う放流水や排ガス、排水等について検査することとし、処理する者はそれに協力するものとします。

また、その結果については公表するものとします。

(2) 放射性物質汚染対処特措法に基づき特別な維持管理基準等で放流水等の放射性セシウム濃度や敷地境界での空間放射線量の測定、記録が課せられている施設については、災害廃棄物等の処理に関わらず測定結果を県に報告することとします。

また、その結果については公表することがあります。

(3) 放射性物質以外にも、有害物質等が含まれるおそれがある災害廃棄物については産業廃棄物処理基準に準じて適切に処理することとします。